

免許試験制度及び特定機械等に係る製造時等検査の見直し (労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案)

1 改正の背景

- (1) 労働安全衛生法に基づく免許についてはその内容・特徴に応じて受験資格及び免許交付要件が定められており、特に危険性が高い作業に係る6免許（高圧室内作業主任者免許、ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、二級ボイラー技士免許、発破技士免許及びボイラー整備士免許。以下「高圧室内作業主任者免許等」という。）については受験資格に一定の実務経験を求めているところであるが、「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会」の報告書（平成22年4月）の中で出された意見を踏まえ検討した結果、これらに係る受験資格を廃止し、免許交付要件に実務経験を求めることとするのは、①知識と技能の効率的な習得及び②免許試験の受験機会の拡大に資するものであることから、高圧室内作業主任者免許等について受験資格及び免許交付要件の見直しを行うものである。

併せて、労働安全・衛生コンサルタント試験の試験員として労働安全・衛生コンサルタントの資格保有者の活用を図ることとする。

- (2) 平成22年6月に開催された厚生労働省省内事業仕分けにおいて、行政の効率化や民間活力を活用する観点から、改革案として、現在国（労働局）が実施しているボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査（構造検査、溶接検査及び使用検査）を登録機関が実施できるような制度とすることとされたことを踏まえ、登録製造時等検査機関が行う製造時等検査の範囲を現行の特定廃熱ボイラー（*）からボイラー及び第一種圧力容器に拡大するよう制度の見直しを行うものである。

（*）特定廃熱ボイラー：労働安全衛生法及び高圧ガス保安法の適用を受ける火気以外の高温ガスを加熱に利用するボイラー

2 改正の内容

- (1) 特に危険な作業に係る免許（6免許）について免許試験の受験機会を拡大等

労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則及び高気圧作業安全衛生規則の一部を改正し、高圧室内作業主任者免許等について、免許試験に係る受験資格の規定を削除し、免許交付要件の規定に同様の規定を追加すること。

また、コンサルタント試験員になれる者として、労働安全・衛生コンサルタントとして一定の実務経験を有する者を追加すること。

- (2) 登録機関によるボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の実施
ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正し、登録製造時等検査機関が製造時等検査を実施できる特定機械等の範囲を特定廃熱ボイラーからボイラー及び第一種圧力容器に拡大する等所要の改正を行うこと。

3 その他

- （1）公布日

平成24年1月中旬公布（予定）

- （2）施行日

平成24年4月1日施行（予定）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案について

1 特に危険な作業に係る免許(6免許)について免許試験の受験機会を拡大

(労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則及び高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

(6免許: 高圧室内作業主任者免許、ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、二級ボイラー技士免許、発破技士免許及びボイラー整備士免許)

特に危険な作業に係る免許(6免許)について、現在受験資格に求めている一定の実務経験を免許交付要件とすることで受験資格をなくし、①実務経験の時期の弾力化による合理化、②免許試験の受験機会の拡大を図る。



【高圧室内作業主任者免許の例】(他の5免許においても同様。)

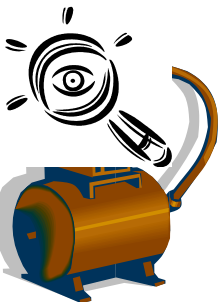
	現 行	改正後
受験資格要件	高圧室内業務に2年以上従事した者	受験資格なし(誰でも受験できる)
免許交付要件	高圧室内作業主任者免許試験に合格した者	高圧室内作業主任者免許試験に合格した者であって、 <u>高圧室内業務に2年以上従事したもの</u>

2 登録機関によるボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の実施

(ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

国(労働局)が実施しているボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査(構造検査、溶接検査及び使用検査)について、行政事務の効率化や民間活力を活用する観点から、登録機関が実施する制度へと移行する。

	現 行	改正後
ボイラー等の製造時等検査	・ 特定廃熱ボイラー以外は国(労働局)が実施 ・ 特定廃熱ボイラーは登録製造時等検査機関が実施	登録製造時等検査機関が実施



※ただし、登録を受ける者がいないとき等については、受検希望者が製造時等検査を適切に受検できるようにする必要があることから、引き続き国(労働局)が実施できるよう適切に措置を図ることとする。

1 各免許試験の受験申請者数及び合格者数（平成 22 年度）

	申請者数（人）	合格者数（人）
高圧室内作業主任者免許試験	64	56
ガス溶接作業主任者免許試験	1, 073	840
林業架線作業主任者免許試験	256	141
二級ボイラー技士免許試験	36, 632	18, 028
発破技士試験	364	169
ボイラー整備士免許試験	3, 789	2, 001

2－1 ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査件数（平成 22 年度）

	構造検査・使用検査 （件）	溶接検査 （件）
ボイラー	666	387
第一種圧力容器	2, 970	2, 199

2－2 ボイラーのうち特定廃熱ボイラーの製造時等検査件数（平成 18 年度～平成 22 年度）

年 度	18	19	20	21	22
検査件数	2	12	10	4	0